

消費税増税延期に伴う措置の閣議決定

Issue 123, August 2016

In brief

消費税率の10%への引き上げ時期は、2016年6月2日の閣議決定（「経済財政運営と改革の基本方針2016」）によって2019年10月1日に延期されました。この変更に伴う、関連する税制措置の見直し案（「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」）が、2016年8月24日の閣議で決定されました。改正法案（所得税法等及び地方税法等の一部改正）は秋の臨時国会に提出される予定です。

In detail

1. 消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置の概要

2016年8月24日に閣議決定された「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」¹（以下「税制措置の見直し案」）では、消費税率引上げ時期の延期に関連する消費税法の見直し（軽減税率制度や適格請求書等保存方式（以下「インボイス方式」導入時期の延期等）の他に、所得税、資産税、地方税・地方法人税についての見直しが盛り込まれていますが、本ニュースレターでは消費税と地方税・地方法人税の改正について解説します。

2. 消費税の改正

消費税率の10%への引上げ時期が、2019年10月1日に延期されることを受けて、請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日²、及び消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（転嫁対策法）の適用期限³も延期されます。

| | 現行（平成27年度改正） | 税制措置の見直し案 |
|--------------|--------------|------------|
| 10%への引上げの施行日 | 2017年4月1日 | 2019年10月1日 |
| 経過措置の指定日 | 2016年10月1日 | 2019年4月1日 |
| 転嫁対策法の期限 | 2018年9月30日 | 2021年3月31日 |

また、増税時に合わせて導入が予定されていた軽減税率制度ならびにインボイス方式の導入時期も適用が延期されましたが、インボイス方式導入までに認められる売上税額の計算特例の経過措置及び仕入税額の計算特例の経過措置⁴は、中小事業者のみの適用となります。なお、インボイス方式の適用となる請求書発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録の申請は、2021年10月1日から受付が開始されます。

¹ http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/280824shouhizei.pdf

² 適用開始日以後に行われる一定の資産の譲渡等について、指定日前日までに契約締結が行われた場合には、改正前の税率が適用される経過措置

³ 消費者向けの価格表示について税込価格を表示しなくてもよいとする特例（総額表示義務の特例）等の措置の適用期限

⁴ 売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例を認める措置

| | 現行(平成 27 年度改正) | 税制措置の見直し案 |
|--------------------|--|---|
| 軽減税率制度の導入 | 2017 年 4 月 1 日 | 2019 年 10 月 1 日 |
| インボイス方式の導入 | 2021 年 4 月 1 日 | 2023 年 10 月 1 日 |
| 売上税額の計算特例の経過措置適用期間 | | |
| 中小事業者 | 2017 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで | 2019 年 10 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで |
| 中小事業者以外 | 2017 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日の 属する課税期間の末日まで | 適用期間なし |
| 仕入税額の計算特例の経過措置適用期間 | | |
| 中小事業者 | 2017 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日の 属する課税期間の末日まで | 2019 年 10 月 1 日から 2020 年 9 月 30 日の 属する課税期間の末日まで |
| 中小事業者以外 | 2017 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日の 属する課税期間の末日まで | 適用期間なし |

インボイス方式導入以後、インボイス方式の登録事業者(適格請求書発行事業者)以外の事業者からの課税仕入れに係る経過措置⁵⁾についても期限が延期されています。

| 仕入税額控除割合 | 現行(平成 27 年度改正) | 税制措置の見直し案 |
|--------------|---------------------------------------|--|
| 仕入税額相当額の 80% | 2021 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで | 2023 年 10 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日まで |
| 仕入税額相当額の 50% | 2024 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで | 2026 年 10 月 1 日から 2029 年 9 月 30 日まで |

3. 地方税・地方法人税の改正

地方税(住民税)、地方法人税については、2016年度の税制改正により、2017年4月1日以後開始事業年度から税率の改正等が行われることとされていきました(法人住民税法人税割の税率の引下げと地方法人税の税率の引上げ、地方法人特別税の廃止とそれに伴う法人事業税の復元)が、税制措置の見直し案により2019年10月1日以後に開始する事業年度からの適用に延期されました。

以上の改正により、2018年4月1日以後開始事業年度の法人税率と実効税率は、外形標準課税の適用法人と非適用法人それぞれについて下記の通りとなります。

【外形標準課税適用法人の法人税率と実効税率(標準税率)】

| 事業年度開始日 | 2016 年 4 月 1 日以後 開始事業年度 | 2018 年 4 月 1 日以後 開始事業年度 | 2019 年 10 月 1 日以後 開始事業年度 |
|-----------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| 法人税 | 23.4% | 23.2% | 23.2% |
| 地方法人税 | (法人税 X4.4%)1.030% | (法人税 X4.4%)1.021% | (法人税 X10.3%)2.39% |
| 法人税計 | 24.43% | 24.22% | 25.59% |
| 都道府県民税 | (法人税 X3.2%)0.749% | (法人税 X3.2%)0.742% | (法人税 X1%)0.232% |
| 市町村民税 | (法人税 X9.7%)2.270% | (法人税 X9.7%)2.250% | (法人税 X6%)1.392% |
| 法人住民税計 | 3.019% | 2.993% | 1.624% |
| 事業税(所得割) | 0.70% | 0.70% | 3.60% |
| 地方法人特別税 | (所得割 X414.2%)2.90% | (所得割 X414.2%)2.90% | 0 |
| 事業税(所得割)計 | 3.60% | 3.60% | 3.60% |
| 表面税率 | 31.05% | 30.81% | 30.81% |
| 実効税率 | 29.97% | 29.74% | 29.74% |

⁵⁾ 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについては、現行の帳簿保存要件等を満たす場合に、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる。

【外形標準課税非適用法人の法人税率と実効税率(標準税率)】

| 事業年度開始日 | 2016年4月1日以後 開始事業年度 | 2018年4月1日以後 開始事業年度 | 2019年10月1日以後 開始事業年度 |
|-----------|-----------------------|-----------------------|------------------------|
| 法人税 | 23.4% | 23.2% | 23.2% |
| 地方法人税 | (法人税 X4.4%)1.030% | (法人税 X4.4%)1.021% | (法人税 X10.3%)2.39% |
| 法人税計 | 24.43% | 24.22% | 25.59% |
| 都道府県民税 | (法人税 X3.2%)0.749% | (法人税 X3.2%)0.742% | (法人税 X1%)0.232% |
| 市町村民税 | (法人税 X9.7%)2.270% | (法人税 X9.7%)2.250% | (法人税 X6%)1.392% |
| 法人住民税計 | 3.019% | 2.993% | 1.624% |
| 事業税(所得割) | 6.70% | 6.70% | 9.60% |
| 地方法人特別税 | (所得割 X43.2%)2.89% | (所得割 X43.2%)2.89% | 0 |
| 事業税(所得割)計 | 9.59% | 9.590% | 9.60% |
| 表面税率 | 37.04% | 36.81% | 36.81% |
| 実効税率 | 33.80% | 33.59% | 33.59% |

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話：03-5251-2400(代表)

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

川崎 陽子

03-5251-2450

yoko.kawasaki@jp.pwc.com

パートナー

鬼頭 朱実

03-5251-2461

akemi.kitou@jp.pwc.com

パートナー

佐々木 浩

03-5251-2184

hiroshi.sasaki@jp.pwc.com

ディレクター

荒井 優美子

03-5251-2475

yumiko.arai@jp.pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 590 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 208,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2016 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。